

福島県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要について

令和2年12月22日
まちづくり推進課

改正の趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律が令和2年5月20日に公布され、令和3年4月1日に施行される。国の法律改正に併せ、福島県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正を行うものである。

条例改正案

【現行】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- 一～二（略）
- 三 特定公園施設 法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。
- 四～五（略）
- 六 建築物 法第2条第15号に規定する建築物をいう。

【改訂案】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- 一～二（略）
- 三 特定公園施設 法第2条第15号に規定する特定公園施設をいう。
- 四～五（略）
- 六 建築物 法第2条第17号に規定する建築物をいう。

施行日

令和3年4月1日（法律改正施行日）

【参考】近年の改正経緯

平成24年12月28日施行以来、改正なし